

領 収 証

鶴見 義明 様

¥11,000—

但し、「第 63 回自治体学校 Zoom 分科会・講座等」参加費・DVD 代等として、上記正に領収いたしました。(参加者様ご氏名： 鶴見 義明 様)

2021 年 7 月 8 日

第 63 回自治体学校実行委員会
学校長 川瀬 勲子
〒162-8512
東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階
自治体問題研究所内
TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

受付番号 195.

危機を乗り越え、 いのちとくらしを支える自治体の役割

みんなが先生 みんなが生徒

第63回

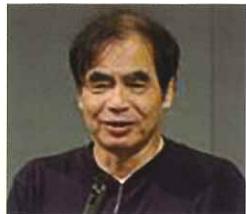
自治体学校

in
DVD
+Zoom

第63回自治体学校は、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、昨年と同じように全体会として予定した2つの講演をDVDに収めご参加のみなさまにお送りする形をとります。なお、分科会は下記の日程でZoom開催いたします。

分科会:Zoom開催／2021年7月17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日)・31日(土)

記念講演



「コロナから何を学ぶか」
(DVD収録)

内山 節
(哲学者)

私たちはこれから、コロナ下の政治と社会変容によってもたらされた、さまざまな荒廃と向き合わなければならなくなるでしょう。人々の孤立化と分断がすすみ、地域間の分断もこの社会を衰弱させています。ゆえに、コロナと向き合うだけではなく、コロナ下の社会と向き合うことが私たちの課題になったといつてもよい。この課題に応えるために、かつてのファシズム下のドイツを振り返りながら危機と政治の関係を考え、同時にこれからの方針性として、地域自治や国と地方、地域の関係のとらえ直しと、これからの社会のあり方を検討します。

特別講演



「コロナ禍2年目
地方自治をめぐる情勢と対抗軸」
(DVD収録)

岡田知弘
(自治体問題研究所理事長・京都橘大学教授)

コロナ禍2年目に入り、住民の命と暮らしを守るべき地方自治体の役割が問われています。これに対して、菅政権は第32次地方制度調査会答申に沿った形で、デジタル化や市場化を最優先した制度改革や業務改善、自治体政策を推進しつつあります。現局面における地方自治をめぐる情勢を俯瞰するとともに、住民の福祉の向上を図るためにの対抗軸と展望を明らかにしたいと思います。

分科会 上記日程で順次Zoom開催します(開講日時は裏面をご覧ください)。

第63回自治体学校実行委員会

事務局 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 自治体問題研究所内
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 E-mail : info@jichiken.jp

共催団体:自治体問題研究所／北海道地域・自治体問題研究所／オホーツク地域自治研究所／青森県地域自治体問題研究所／岩手地域総合研究所／福島自治体問題研究所／茨城県自治体問題研究所／とちぎ地域・自治研究所／ぐんま住民と自治研究所／埼玉自治体問題研究所／千葉県自治体問題研究所／東京自治問題研究所／多摩住民自治研究所／神奈川自治体問題研究所／にいがた自治体研究所／富山県自治体問題研究所／いしかわ自治体問題研究所／山梨地方自治研究所／長野県住民と自治研究所／静岡県地方自治研究所／東海自治体問題研究所／滋賀自治体問題研究所／京都自治体問題研究所／大阪自治体問題研究所／兵庫県自治体問題研究所／奈良自治体問題研究所／和歌山県地域・自治体問題研究所／とっとり地域自治研究所／しまね地域自治研究所／岡山県自治体問題研究所／広島自治体問題研究所／徳島自治体問題研究所／香川県自治体問題研究所／愛媛県自治体問題研究所／高知自治体問題研究所／福岡県自治体問題研究所／長崎県地域・自治体研究所／NPO法人くまもと地域自治体研究所／みやざき住民と自治研究所／おきなわ住民自治研究所

主催●第63回自治体学校実行委員会

分科会・講座 (Zoom)

- 今回はコロナ禍を考え、分科会はZoom開催とします。Zoomの参加情報はお申込みいただいた方のみに後日ご案内します。
- 開催日時は、断らない限り「午前」は午前10時～12時、「午後」は午後1時～3時の開講です。分科会・講座・交流会は先着80名受付とさせていただきます。

1 ● 全世代型社会保障と介護保険

7月24日(土) 午前・午後

助言者: 芝田英昭(立教大学教授)



「全世代型」の名のもとで、介護という本来最も人間らしい仕事に対し、効率性や収益性が押し付けられて来ています。介護保険が始まって20年が過ぎましたが、当初の約束であった「介護の社会化」「必要な時に必要なだけ」は見るも無残な状態となり、低待遇とはたらきがいの喪失で働き手もなかなか得られにくくなっています。この分科会では、それぞれの分野・立場から、介護保障の現場や現状を語るとともに、自助や共助ではなく、権利としての介護保障を求める運動の方向が共有できればいいなと思っています。

2 ● 新型コロナで考える地域医療と公立・公的病院のゆくえ

7月18日(日) 午前・午後

助言者: 太田 正(現地実行委員長・作新学院大学名誉教授)



新型コロナのもとで住民の命が脅かされるとともに、医療体制の脆弱さが改めて浮き彫りになっています。その一方で、政府は将来に向けた医療体制縮小化の方針を変えず、全国各地では公立・公的病院の統廃合や民営化が推し進められています。政策のねらいを理解するとともに、各地の運動・経験を交流し、「命と暮らしを守る地域医療」について考えます。

3 ● コロナ禍から考える子ども・子育て支援

7月17日(土) 午前

助言者: 増山 均(早稲田大学名誉教授)



コロナ禍であきらかになった子どもの状況や子育て支援の課題を、子どもの権利から考えます。

4 ● 自治体民営化のゆくえ—『公共』の変質と再生

7月24日(土) 午前・午後

助言者: 尾林 芳匡(弁護士)



窓口業務・体育施設・公園・図書館・保育・学校プールをはじめとする自治体の民営化、学校や公共施設の統廃合は、住民にとって深刻な問題をはらんでいます。その一方で、住民運動の力で食い止め、再公営化する動きも広がっています。各自治体の経験を交流し、自治体民営化による公共サービスの変質を明らかにし、再生への展望を明らかにします。
(注) 都内にサテライト会場を設営します。そちらへの参加希望者はそのむね明記してください。

5 ● 水道広域化と民営化—広域水道に住民の声はとどかない

7月17日(土) 13:00～17:00

助言者: 武田 かおり(AMネット)



民営化は各地の運動で止めていますが、広域化は水面下で着々と進んでいます。国は、都道府県主導で広域化を推進し、広域化計画に基づき自治体議会の議決は必要なく、広域水道に住民の声はとどきません。そして、広域化は民営化のツールかも知れません。

※Zoom参加の他、名古屋にサテライト会場を設け直接参加ができます。
サテライト会場 名古屋市・労働会館(先着50名)、こちらは資料代500円のみで参加できます。
お問い合わせ・メールアドレス/名古屋水道労働組合(近藤・藤沢まで)
電話052-971-3105、fax052-971-3692 メールmeisuiro@aioros.ocn.ne.jp)

6 ● 自治体のデジタル化でどうなる公務労働

7月24日(土) 午前・午後

助言者: 黒田 兼一(明治大学名誉教授)



地方行政のデジタル化は自治体業務を変質させ、アウトソーシングを加速させる可能性が大きい。自治体の仕事と住民の暮らしにどんな影響を及ぼすのか。

● 交流会(Zoom) 7月17日(土) 午後15:00～16:30 「わたしのまち、あなたのまちの生活保護を考える」

よびかけ人: 横山英昭(全国公的扶助研究会)・田川英信(全国生活と健康を守る連合会)

自治体学校参加者なら、どなたも無料で参加いただけます。

新型コロナ禍で困窮が広がる中、私たちの命と暮らしを守る最後の砦である生活保護制度が使いやすいものになっているでしょうか。保護基準の引き下げは違法との大阪地裁判決の意義をお伝えし、各地の取り組みを交流します。

7 ● コロナ禍で考える持続可能な循環型経済と地域づくり

7月17日(土) 午前・午後

助言者: 吉田 敬一(駒沢大学名誉教授)



コロナ禍が地域経済に与えた影響はたいへん大きいと考えます。その問題点や現れた変化の上に立って地域経済をどう立て直していくか、その軸になるのは循環型地域経済、地域の資源を生かした地域づくりです。中小企業振興基本条例や公契約条例の活用による地域産業の振興とともに、コロナ後も見据えた地域づくりの展望について考えます。

8 ● 講座自治体財政のしくみと課題

7月18日(日) 午後

講 師: 川瀬 憲子(自治体学校長・静岡大学教授)



新しく地方議員になられた方々、財政の構造を知りたい自治体職員や市民団体の皆さまに、自治体財政の基本的なしくみを解説した上で、国と地方の財政関係、「地方創生」政策、新型コロナ対策による地方財政への影響等について、具体的な事例を交えながらわかりやすく解説します。

9 ● 地域の公共交通を考える

7月31日(土) 午前・午後

助言者: 西村 茂(金沢大学名誉教授)



今コロナ禍で「公共交通中心の地域づくり」というビジョンも問いかかれています。感染拡大リスクが高い「鉄道、電車、バス、飛行機」の利用は減少し、「自家用車、自転車」の復権が見られます。苦境に直面した地域公共交通の実践例について討論しながら、人間が「移動する」意義を再考したいと思います。

10 ● 米問題から農業・農村の将来を考える

7月31日(土) 午前・午後

助言者: 伊藤 亮司(新潟大学助教)



コロナ禍の中で、外食需要が喪失したことによる農業への影響は、高付加価値化・ブランド化・規模拡大による効率化などが示される一方で、営農継続のための農家所得の確保に正面から取り組むことに背を向けてきたこれまでの農業政策の結果ではないでしょうか。今回、日本の農業の基礎である「米作」に光を当て、MA米を維持する一方での大幅減反の押し付け、備蓄米の安値入札など、今秋の米価が危惧される中で、各地域の取り組みや課題などを共有しながら、農業・農村の将来について考えたいと思います。

11 ● 講座 デジタル化と地方自治のゆくえ

7月17日(土) 午前・午後

講 師: 本多 滉夫(龍谷大学教授)



戦後の地方自治の歩み、地方自治をめぐる主要な論点について確認し、地方自治はどこに向かおうとしているのか、政府や財界は自治体をどうしたいのかをつかみます。そして第32次地方制度調査会答申の柱の一つである、「地方行政のデジタル化」とその問題点について、各自治体で進行している状況等を情報交流しながら深めていきます。

12 ● 講座 瀬戸際に立つ地方自治

7月25日(日) 午後13:00～16:00

講 師: 岡田知弘(京都橘大学教授・自治体問題研究所理事長)



安倍・菅政権の下で、「自治体戦略2040構想」に集約されるデジタル化と広域化を軸にした改革がすすめられています。それは決して住民の福祉の向上に資するものになってしまいません。むしろ、地方自治を破壊する側面の方が強いともいえます。本講座では、地方自治の歴史から学びながら、自治体を主権者に取り戻す運動を展望します。

自治体学校in D V D + ZOOM 研修報告書

日本共産党 鶴見義明

第63回自治体学校は、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、全大会として予定していました2つの記念講演はD V Dに収めたものを視聴することになり、分科会はZOOMで開催となりました。

記念講演D V D

「コロナから何を学ぶか」

講師 内山 節（哲学者）

コロナとどう向き合ったらよいのか、コロナもまた自然の生き物という視点でとらえる。コロナ禍の社会の課題として爆発的な感染拡大は社会維持を困難にするから防がなければならない。また社会を維持するためには様々な関係が大事にされなければならない。関係は行動、活動と相互関係を持つことによって保障される。

特別講演D V D

「コロナ禍2年目 地方自治をめぐる情勢と対抗軸」

講師 岡田知弘（自治体問題研究所理事長・京都橘大学教授）

コロナ禍の波状的拡大と失政の連続

ウイルスの変異により第1波から第4波へ

①第1波では「アベノマスク」が問題となり、PCR検査の遅れも指摘される。第2波ではGOTOキャンペーンが展開され、人流の拡大となった。③第3波では海外渡航の一部規制緩和が行われ、緊急事態宣言発出への躊躇となった。④第4波ではワクチン接種の遅れにより地方自治体での混乱を招いた。

コロナ失政の根本的原因

新自由主義的構造改革の累積による「公共」の後退と変質で保健所・公立病院、市町村合併、公務員削減アウトソーシングが影響している。

コロナ禍で地方自治体の独自の取り組みが広がる。

①自治体内のすべての医療施設に対して支援策を講じた市町村数は99（2020, 11, 11）

②コロナ禍で経営に苦しむ地域の中小企業に対して休業補償を行っている自治体は358（2020, 10, 27）

地方自治体が、自ら科学的判断の下に PCR 検査等をより拡大し、感染状況の詳細な把握を行いながら、ワクチン接種を含む防疫体制。医療体制。福祉・介護体制の持続性を図り、産業・雇用の維持を図る政策を立案・実施することを求め実現する必要がある。

まとめとして地方自治体は「儲ける自治体」ではなく、憲法と地方自治法の精神に基づいて、一人ひとりの住民の福祉の向上と幸福追求権を具体化するために、特にコロナ禍という災害局面においては「公共」の役割を果すことが基本です。

分科会 ZOOM 開催

7月 18 日（日）13：00～

「自治体財政の仕組みと課題」

講師 川瀬憲子（自治体学校長・静岡大学教授）

初めに現在の背景として少子高齢化、人口減少、グローバル化、所得格差と地域間格差の拡大、非正規雇用の拡大、ワーキングプア、官製ワーキングプア、相対的貧困率の高さと子どもの貧困（6人に一人が相対的貧困）があり、コロナ禍でのさらなる格差拡大となっている。

地方交付税、「地方創生」をめぐる課題として地方交付税におけるトップランナー方式が 2016 年から段階的に導入され、上位 3 分の 1 を基準、一定の行政サービスを「指定管理者」あるいは民間委託へシフトさせる政策である。

公共施設や公共サービス公共性とは①その存在する社会の生産や生活の一般的共同社会条件を保証し、②特定の個人や企業に占有されたり、利潤を目的として運営されるものではなく、すべての国民に平等に安易に利用されるか、社会的公平のために行われることとされている。

7月 24 日（土）10：00～

「自治体民営化のゆくえ—『公共』の変質と再生」

助言者 尾林芳匡（弁護士）

行政サービスの民営化でこの間の立法の経過は 1999 年・PFI 法、2003 年・公の施設の指定管理者（地方自治法改正）、2017 年・地方独立行政法人改正などがある。

PFI の問題点や PFI 導入をめぐる問題としていくつかの事例を取り上げ説明された。

公の施設の指定管理者制度は2003年地方自治法の改正により、営利法人にも可能になった。公の施設の本来の趣旨は「住民の福祉を増進する目的」で利用することとしています。指定管理者制度の問題として住民サービスの低下、癪着、雇用問題などが指摘され、問題のあった全国の自治体の事例が示された。一例として体育施設の赤字で1年残し管理者自体や、公園管理公社の解散・従業員解雇等があった。また指定管理者が使用に反し公園に除草剤を散布したなどです。図書館については大阪・豊中市では図書館運営に指定管理者制度はなじまないなどの指摘もされ、すでに13県、14図書館が直営に戻したということです。直営に戻した下関市立中央図書館の事例が紹介された。

7月25日（日）13：00～

「瀬戸際に立つ地方自治」

講師 岡田知弘（自治体問題研究所理事長・京都橘大学教授）

最初に地方自治とは何かとして、地方自治をめぐる歴史を学んだ。地方自治とは、国家の領域を多数の地方自治体に区分し、国家から一定範囲内で、その地域を統治する権限を地方自治体に与え、それを地域の住民によって処理している政治形態をさす。日本では都道府県と市町村・特別区の自治をさしている。

国と地方自治体との関係について、地方自治制度の改変で地域中核都市制度により都市間競争が生まれた。地方分権改革のなかで進行した国家統制の強化・地方自治体の弱体化で、人件費の圧縮と公務員数の削減・市場化の進展では、財源圧縮による地方公務員の大幅な削減で労働時間の延長、非正規雇用の拡大、市場化によってカバーする事態になった。

終りに、グローバリズムと災害の連続の中で地方経済が衰退し、格差と貧困が広がる中で、住民の暮らしの砦としての途方自治体の役割が高まる。そのためには、今まで以上に住民自治を基本において団体自治の発展が求められる。